

第二十四回国会  
衆議院

社会労働委員会議録第十号

(一六三)

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)  
午後一時三十七分開議

出席委員  
委員長

佐々木秀世君

理事

大坪

保雄君

監事

藤本

捨助君

理事

岡

武一君

加藤

鏡五郎君

良一君

清人君

同(石田宥全君紹介)(第七九〇八号)

同(川俣清音君紹介)(第七九四号)

同(西村榮一君紹介)(第七九四号)

教護院の國營化に関する請願(小牧

次生君紹介)(第七〇九号)

同(柳田秀一君紹介)(第七六一號)

同(池田清志君紹介)(第七九二号)

健康保険法の改正反対に關する請願

(岡本隆一君紹介)(第七一〇号)

同(池田禎治君紹介)(第七一一号)

同(森本靖君外一名紹介)(第七一二

号)

同(中崎敏君紹介)(第七一三号)

同(中崎敏君紹介)(第七六四号)

同(西村榮一君紹介)(第七九三号)

豪北地域の遺骨収集に關する請願

(田原春次君紹介)(第七一四号)

美保航空基地駐留軍労働者の失業対

策確立に關する請願(足鹿覺君紹介)

(第七一五号)

生死不明旧軍人の処理促進に關する

請願(田子一民君紹介)(第七一六号)

衛生検査技師の身分法制定に關する

請願(岡良一君紹介)(第七四四号)

理容師美容師法の一部改正反対に關

する請願(志賀健次郎君紹介)(第七

四五号)

美容師法制定反対に關する請願(大

矢省三君紹介)(第七四六号)

同(田中久雄君紹介)(第七八九号)

健康保険法による被保險者負担反対

二月二十日

委員井端繁雄君辞任につき、その補

欠として小坂善太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十一日

委員八田貞義君辞任につき、その補

欠として辻原弘市君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十二日

委員井端繁雄君辞任につき、その補

欠として小坂善太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十三日

委員井端繁雄君辞任につき、その補

欠として辻原弘市君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十四日

委員井端繁雄君辞任につき、その補

欠として小坂善太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十五日

委員井端繁雄君辞任につき、その補

欠として小坂善太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十六日

委員井端繁雄君辞任につき、その補

欠として小坂善太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十七日

委員井端繁雄君辞任につき、その補

欠として小坂善太郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同(高橋等君紹介)(第七九〇号)

同(内田常雄君紹介)(第七九一号)

同(西村力弥君紹介)(第七〇七号)

同(川俣清音君紹介)(第七九〇八号)

同(西村榮一君紹介)(第七九四号)

教護院の國營化に関する請願(小牧

次生君紹介)(第七〇九号)

次生君紹介)(第七〇九号)

同(柳田秀一君紹介)(第七六一號)

同(池田清志君紹介)(第七九二号)

健康保険法の改正反対に關する請願

(岡本隆一君紹介)(第七一〇号)

同(池田禎治君紹介)(第七一一号)

同(森本靖君外一名紹介)(第七一二

号)

同(中崎敏君紹介)(第七一三号)

同(中崎敏君紹介)(第七六四号)

同(西村榮一君紹介)(第七九三号)

豪北地域の遺骨収集に關する請願

(田原春次君紹介)(第七一四号)

美保航空基地駐留軍労働者の失業対

策確立に關する請願(足鹿覺君紹介)

(第七一五号)

生死不明旧軍人の処理促進に關する

請願(田子一民君紹介)(第七一六号)

衛生検査技師の身分法制定に關する

請願(岡良一君紹介)(第七四四号)

理容師美容師法の一部改正反対に關

する請願(志賀健次郎君紹介)(第七

四五号)

美容師法制定反対に關する請願(大

矢省三君紹介)(第七四六号)

同(田中久雄君紹介)(第七八九号)

健康保険法による被保險者負担反対

二月二十一日

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

出席政府委員

労働政務次官 武藤 常介君

出席労務大臣 労働大臣 倉石 忠雄君

に関する請願(長谷川保君紹介)(第

七六五号)

国立療養所の代添監止反対に關する

請願(西村力弥君紹介)(第七九一号)

同(石田宥全君紹介)(第七九〇八号)

同(川俣清音君紹介)(第七九四号)

教護院の國營化に関する請願(小牧

次生君紹介)(第七〇九号)

次生君紹介)(第七〇九号)

同(柳田秀一君紹介)(第七六一號)

同(池田清志君紹介)(第七九二号)

健康保険法の改正反対に關する請願

(岡本隆一君紹介)(第七一〇号)

同(池田禎治君紹介)(第七一一号)

同(森本靖君外一名紹介)(第七一二

号)

同(中崎敏君紹介)(第七一三号)

同(中崎敏君紹介)(第七六四号)

同(西村榮一君紹介)(第七九三号)

豪北地域の遺骨収集に關する請願

(田原春次君紹介)(第七一四号)

美保航空基地駐留軍労働者の失業対

策確立に關する請願(足鹿覺君紹介)

(第七一五号)

生死不明旧軍人の処理促進に關する

請願(田子一民君紹介)(第七一六号)

衛生検査技師の身分法制定に關する

請願(岡良一君紹介)(第七四四号)

理容師美容師法の一部改正反対に關

する請願(志賀健次郎君紹介)(第七

四五号)

美容師法制定反対に關する請願(大

矢省三君紹介)(第七四六号)

同(田中久雄君紹介)(第七八九号)

健康保険法による被保險者負担反対

附則

第1章 労働保険審査官

第一節 設置

(労働保険審査官)

第一条 労働保険審査官(以下「審査官」という)は、労働者災害補償官(以下「官」という)は、労働者災害補償官及び労働保険審査官と

保険審査官及び失業保険審査官と

する。

(審査及び仲裁の事務)

第六条 労働者災害補償保険審査官

は、第二条に規定する審査の事務

のほか、労働基準法(昭和二十二年法律第五十号)第三十五

年法律第五十号)第三十五

年法律第四十九号)第八十六条第

一項の規定による審査及び仲裁の

事務をつかさどる。

(第二節 審査等の手続)

第二条 第一項の規定による審査の事

務をつかさどらせるため、各都道

府県労働基準局に置く。

第三条 失業保険審査官は、失業保険

法(昭和二十二年法律百四十六号)

第四十条第一項の規定による審査

の事務をつかさどらせるため、各都道

府県に置く。

(任命)

(管轄審査官)

第七条 労働者災害補償保険法第三

十五条第一項又はけい肺及び外傷

性せき竪障害に関する特別保護法

第三十二条第一項の規定による審

査の請求は、原処分をした行政

の所在地を管轄する都道府県労働

基準局に置かれた労働者災害補償

保険審査官に対してもものとする。

(請求の期間)

第二条 失業保険法第四十条第一項の規

定による審査の請求は、原処分を

した行政庁の所在地を管轄する都

道府県に置かれた失業保険審査官

に對してするものとする。

(請求の期間)

第八条 審査の請求は、請求人が原

処分のあつたことを知った日から

六十日以内にしなければならな

い。

(関係労働者及び関係事業主を代  
表する者の指名)

第五条 労働大臣は、都道府県労働

基準局及び都道府県ごとに、関係

労働者を代表する者各二人を、関係事業

主を代表する者各二人を、関係事業

主の推薦により指名するものと

する。

(職權の行使)

第六条 審査官は、公正かつ迅速に

その事務を處理しなければならな

い。

い。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができないことを疎明したときは、この限りでない。

(請求の方式) 第九条 審査の請求は、政令で定めるところにより、文書又は口頭ですることができる。

(却下) 第十条 審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正) 第十一条 審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(原処分の執行の停止等) 第十四条 審査の請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある債務との困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。

2 審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、かつ、理由を附して、原処分をした行政庁に通知することによつて行う。

4 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、請求人及び利害関係者に通知しなければならない。

(審理のための処分) 第十五条 審査官は、審理を行つたときには、審査官は、事件を管轄するときは、審査官は、事件を管轄するべきことを命じなければならぬ。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 審査官は、請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することができる。

(移送) 第十二条 審査の請求が管轄違であるときは、審査官は、事件を管轄するべきことを命じなければならぬ。

(関係者に対する通知等) 第十三条 審査官は、審査の請求を受けたときには、原処分を行つた行

ら意見若しくは報告を徵すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対する、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に關係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業物件を検査すること。

五 労働者災害補償保険法第三十五条第一項又はけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による審査の請求の場合において、該労働者に対する審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

五 第十六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求める者は、同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

(費用の弁償) 第十六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求める者は、同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

五 第十七条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承認人が、審査の手続を受け継ぐものとする。

(本案の決定) 第十七条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承認人が、審査の手続を受け継ぐものとする。

(審査手続の受継) 第十八条 審査官は、審理を終えたときは、審査の請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決

(決定の方式) 第十九条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

2 審査官は、請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者に決定を受けた。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項第四号又は前項の規定により通知を受けた利害関係者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

7 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

8 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

9 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

10 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

11 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

12 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

13 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

くは忌避し、又は第一項第五号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(費用の弁償) 第十六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求める者は、同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

第二十一条 決定は、第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。

5 第二十二条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百九十三条ノ二第一項(判決の変更)及び第百九十四条第一項(判決の更正)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは「決定」と「裁判所」とあるのは「審査官」と「其ノ言渡後一週間内」とあるのは「其ノ決定書ノ謄本ガ請求人ニ送付セラレタル後二週間内」と、「弁論」とあるのは「審理ノ為ノ処分」と謂ふ替えるものとする。

(決定の変更等) 第二十三条 この章に定めるもののほか、審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(決定の変更等) 第二十四条 第十三条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六条の審査又は仲裁の請求を受理した場合について準用する。

(決定の変更等) 第二十五条 第二節 労働保険審査会

第一条 労働保険審査会

第二条 第二節 労働保険審査会

第三条 第二節 労働保険審査会

第四条 第二節 労働保険審査会

第五条 第二節 労働保険審査会

第六条 第二節 労働保険審査会

第七条 第二節 労働保険審査会

第八条 第二節 労働保険審査会

第九条 第二節 労働保険審査会

第十条 第二節 労働保険審査会

第十一条 第二節 労働保険審査会

第十二条 第二節 労働保険審査会

第十三条 第二節 労働保険審査会

第十四条 第二節 労働保険審査会

第十五 条 第二節 労働保険審査会

第十六 条 第二節 労働保険審査会

第十七 条 第二節 労働保険審査会

第十八 条 第二節 労働保険審査会

第十九 条 第二節 労働保険審査会

め、労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」といふ。）を置く。

（組織）

第二十六条 審査会は、委員二人をもつて組織する。

（委員の任命）

第二十七条 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命最初の国会で、両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認を受けることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。（任期）

第二十八条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命される

まで引き続きその職務を行うものとする。

（職権の行使）

第二十九条 委員は、独立してその職権を行ふ。

（身分保障）

第三十条 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の一宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第三十一条 内閣総理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

（会長）

第三十二条 審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。

（会議）

第三十三条 審査会は、会長及び人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることがで

きない。

審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、

会長の決するところによる。

（給与）

第三十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

（特定行為の禁止）

第三十五条 委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 國会若しくは地方公共団体の議会の議員その他の公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名）

第三十六条 労働大臣は、労働者災害補償保険制度、けい肺及び外傷性せき障害に関する特別保護制度及び失業保険制度ごとに、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、関係団体の推薦により指名するものとする。

（審理の公開）

第三十七条 審査会の庶務は、労働大臣官房で処理する。

（請求の期間等）

第三十八条 再審査の請求は、第十一条第二項の決定書の副本が送付された日から六十日以内にしなければならない。

（審理の指揮）

第三十九条 再審査の請求は、第十

六 労働者災害補償保険法第三十五条第一項又はけい肺及び外傷性せき障害に関する特別保護の他の団体に嘱託すること。

五 必要な調査を官公署、学校そ

四 事件に關係のある事業所その他物件を提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に對して意見若しくは報告を徵すること。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徵することができる。

2 第八条ただし書の規定は、前項の期間について準用する。

3 再審査の請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。

（請求の方式）

第三十九条 再審査の請求は、政令で定めるところにより、文書でし

分をした行政庁を相手方とする。

（参加）

第四十一条 審査会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、利害関係者を当事者として再審査の手続に参加させること

（参加）

第四十二条 審査会は、前項の規定により利害関係者を再審査の手続に参加させることは、あらかじめ、当事者及び当該利害関係者の意見を聞くことができる。

（審理期日及び場所）

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に對して意見若しくは報告を徵すること。

一 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に對して意見若しくは報告を徵すること。

（審理の指揮）

第三十九条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立があつたときは、公開しないこ

とができる。

（審理の指揮）

第三十九条 審理は、公開しなければならない。

十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

（審理の指揮）

第三十九条 審理は、公開しなければならない。

十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

（審理の指揮）

第三十九条 審理は、公開しなければならない。

第四十四条 審理の指揮は、会長が行う。

（意見の陳述等）

第四十五条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見述べることができる。

（意見書の提出）

第三十九条 当事者は、意見書を提出することができる。





障害に関する特別保護法による給付も労災保険とあわせて運用されているのであります。

第十号 昭和三十一年二月二十一日

たしております。なお、労働基準法上の災害補償に関する労使間の争いの審査及び仲裁につきましては、義務上不

でありまして、労災保険関係について  
は、当該負傷、疾病、死亡等の事故の  
発生二つとも、既審査済みで、二つ

○武蔵政府委員 私が今回労働政務次  
介申し上げます。

しかし、これらの保険制度における  
保険給付等の決定に異議ある場合の審

査機構としましては、労災保険と失業保険とおきましてそれぞれ別個の審査機関が設けられているのであります。すなわち労災保険におきまして

は、第一審である保険審査官及び第二審である労働者災害補償保険審査会とともに都道府県労働基準局ごとに設置

されており、失業保険におきましては第一審として失業保険審査官が、第二審として失業保険審査会が活動する

審査として外業保険審査会が労働省に設置されているのであります。

の実情を見ますと、労災保険におきましては、中央の審査機関がないために審査の統一ある運用に欠ける点があり

ましたので、この際労働者災害補償保険審査会を失業保険審査会と統合いたしました。労働省に労働保険審査会を設

け、審査の統一ある運用を確保するとともに同審査会を常置の機関として審査の体制を整えよう。

他方労働者災害補償保険審査会も失査の迅速化をはかると存するのであります。

業保険審査会とともに現行制度のもとにおきましては、労使及び公益の委員によるいわゆる三者構成となつてゐる

のであります。審査会は、本来、行政官庁の行う事故の業務上外の決定、損害等級の決定及び夫案の認定等につ

監査会の決算方針や予算の認定等について審査を行うものであり、準司法的ないし判定的機能を有するものであり

ますので、裁判制度或は労働委員会における不当労働行為の救済制度におけるがごとく、公益的立場にある学識経

昭和三十一年二月二十四日印刷

昭和三十一年二月二十五日発行

○佐々木委員長 次に新たに労働政務次官となられました武藤常介君を御紹

○佐々木委員長 以上で説明は終ります。  
した。  
なお本案に対する質疑その他につきましても、後日に譲ることといたしまます。

は、社会保障制度審議会を初めとして、労働者災害保険審議会、中央職業安定審議会、けい肺審議会及び中央労働基準審議会に諮問いたしましたのであります。ですが、その答申につきましてはこれを尊重し、必要な事項は法律案に取り入れることといたしましたのであります。

以上提案理由を御説明申し上げたのと同様ですが、何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

するため、現在政令で定められてある事項を法律に規定するとともにその整備充実をはかることといたしたわけであります。

上げるまでもないところであります。審査ないし再審査の請求の受理から始まり、本案の決定、その通知に至るまでの審査の諸手続につきましては、労働者及び事業主の雇利教育の方全を担

由の有無の決定等々が、失業保険については、被保險者資格の得喪の確認、失業の認定、保険金の給付制限事由の有無の決定等々が現行制度における全く同様に審査事項となることは申

でありまして、労災保険関係については、当該負傷、疾病、死亡等の事故や業務上外の決定、障害補償費を支給するについて特にその障害等級の決定、平均賃金額の決定、保険の冷たい制度

卷之三

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局